

## 平成 27 年度予算・地方財政対策等について

平成 27 年 1 月 9 日

地 方 六 団 体

政府のデフレ脱却と経済再生に向けた取組により明るさを取り戻しつつあった日本経済だが、先般発表された 7－9 月期の実質 GDP 2 次速報値は前期比年率換算で 1.9% の減少となり、4－6 月期に続き 2 四半期連続のマイナス成長となるなど、景気の先行きに依然として不透明感がある。さらに急速な円安の進行は、地域を支え内需の中核をなす地場の中小企業の経営に多大な影響を与えており、地域経済は、ますます予断を許さない状況になりつつある。

今後、国と地方が連携・協力して、円安対策も含め地域における内需振興や投資、消費、雇用の拡大に向けて強力な地域経済対策を講じ、早急に取り組まなければ、アベノミクス効果を地域の隅々にまで行きわたらせ地方創生を実現することは到底おぼつかない。

こうした現下の状況を十分に踏まえ、平成 27 年度予算及び地方交付税法等の年度内成立が図られるよう求めるとともに、以下の措置を講じて頂きたい。

**経済対策の強力な推進**

- 国は経済対策において、災害対応の強化、円安対策、消費喚起をはじめとする地域経済の活性化及び地方創生に取り組むこととされたが、これらの施策を強力に推進し、地方が実感できる地域経済の回復に全力で取り組むこと。

**地方一般財源・地方交付税の総額確保**

- 地域経済の先行き不透明感を払拭し、アベノミクス効果を地域の隅々にまで行きわたらせるために、平成 27 年度において安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額を確保すること。
- 特に社会保障費の自然増や少子化対策への対応、地域経済・雇用対策に係る歳出を特別枠で実質的に確保してきたこと等を踏まえ、歳出特別枠及びそれに伴う国の別枠加算も含め地方財政計画に必要な歳出を確実に計上すること。
- 既往債の償還等により今後も累増することが懸念される臨時財政対策債について、その発行額を極力抑制するとともに、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直し等を行うこと。

## **社会保障財源の確保等**

- 厳しい日本の財政状況や急速に進む少子高齢化という現状を踏まえれば、平成29年4月の消費税・地方消費税率引上げを確実に行うことが必要であり、そのためには、国と地方が連携・協力し、地方創生や地域活性化対策、企業の増益を賃金上昇につなげ個人消費を拡大させる施策などに取り組み、経済状況を好転させること。
- 消費税率・地方消費税率引上げを延期するに当たり、地方団体が社会保障経費の自然増及び社会保障の充実に適切に対応できるよう必要な財源を確保すること。特に、子ども・子育て支援新制度の開始や介護保険制度の充実など、財源確保が明確にされていない事業においても、地方の現場を混乱させず住民サービスを確実に提供できるようにすること。  
引き続き、臨時福祉給付金のように課税状況を基準にして給付措置を実施する場合は、支給者が支給審査のために課税情報を円滑に活用できるよう必要な立法措置を講ずること。
- 消費税の軽減税率の導入は、地方消費税や地方交付税原資が減少し、地方の社会保障財源に影響を与えるため代替財源が必要となること、対象品目の線引きや区分経理の方式など検討を要する課題が多岐にわたること等から、時期も含め慎重に検討するとともに、実際に導入する際には代替財源を確保する方策を同時に講ずること。
- 平成27年4月の生活困窮者自立支援法及び改正生活保護法の施行に向け、緊急雇用創出事業臨時特例基金の今年度末での打ち切りや、新たな地方負担を伴うセーフティネット支援対策等事業費補助金の抜本的な整理統合などが進められているが、国の責任において低所得者対策に必要な財源を確保し確実な事業実施ができるようにすること。

## **法人実効税率引下げの代替財源確保等**

- 平成27年度税制改正においては、経済の好循環の実現を力強く後押しするために、税率引下げを先行させることとされたが、以後数年で法人実効税率を20%台まで引き下げる場合には、地方の財政運営に支障が生じないよう必要な税財源を確保し、最終的には恒久減税には恒久財源が確保されるようにすること。
- 今後、法人税改革を継続する中で、外形標準課税の更なる拡大や適用対象法人のあり方等について検討を行うこととされたが、地域経済への影響も踏まえて、引き続き、中小法人への配慮を適切に行うこと。

## **地方創生の推進のための財源確保**

- 平成 26 年度補正予算において創設予定の「地域住民生活等緊急支援のための交付金（地方創生先行型）」については、「地方版総合戦略」の策定や施策の検討状況等に応じて柔軟に活用できる地方にとって使い勝手のよい仕組みとするとともに、地方の創意工夫を最大限に活かす観点から、地方が自立して資金を効果的に活用できる包括的な交付金「まち・ひと・しごと創生推進交付金（仮称）」等を継続的に大胆な規模で早期に設けること。
- 上記に加え、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能とする観点から、地方創生・人口減少の克服のための施策を拡充・強化する歳出を地方財政計画に計上し、地方交付税を充実すること。
- 農林水産業の振興は、地方創生を推進する上で重要であり、担い手対策や六次産業化の推進等、農山漁村での暮らしを支える農林水産業の再生に向けた取組を強化し、必要な財源を確保すること。

## **国民健康保険制度の財政基盤の強化**

- 国民健康保険の財政上の構造問題の解決を図るため、保険者への財政支援の拡充 1,700 億円を早急かつ確実に実施するとともに、更なる公費投入により財政基盤強化を図るため、後期高齢者支援金への全面総報酬割を導入することにより生じる財源を国民健康保険の支援に優先的に活用すること。

## **防災・減災対策等の推進**

- 近年、大規模な地震や津波、台風等といった災害が頻発し、昨年も各地で集中豪雨による大規模な土砂災害や火山噴火が発生するなど、住民生活の安全・安心が脅かされる事態が生じている。こうした異常気象に対応するためにも、防災・減災対策に資する社会資本整備については、老朽化対策も含め、国・地方がスピード感をもって取り組むことが不可欠であり、緊急性の高い対策へ重点的な投資を行うなど強靱化を加速するための財源を確保すべきである。また、多重・分散型国土軸の形成など、国土構造の変革による災害に強い国土づくりのためのインフラ整備を積極的に進めるべきである。

## **東日本大震災からの復旧・復興への対応**

- 東日本大震災からの復旧・復興について、復興の加速化に向け、平成 26 年度補正予算で措置される予定であるが、復興事業が遅滞することはあってはならず、平成 27 年度においても、国の責任において所要の財源を確保し、復旧・復興事業が着実に実施されるよう、必要な地方の復旧・復興事業費及び財源について、通常収支と別枠で確実に確保すること。

- 平成 27 年度末に集中復興期間の期限を迎えることから、平成 28 年度以降の復旧・復興事業が円滑に実施できるよう、特例的支援の継続等の方針を早期に示すとともに、復興が完了するまでの間、万全の財政措置を講ずること。
  
- 復旧・復興の加速化を図るため、被災地における工事の人材不足及び資材不足による入札不調が相次いでいることから、国は、その適切な対応策を早急に講ずること。